

令和 8 年 第 5 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 8 年 5 月 20 日（水） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 40 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会室
出席者 — （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）片山事務局長、花岡事務局次長、新家主幹、吉田主幹兼係長、
菊川係長、山口副主査、澤埜事務職員

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第 5 回選挙管理委員会を開会します。本日の案件は 3 つあります。案件 1 は、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に貼付する証票の更新についてです。案件 2 は、統一地方選挙に関する総務省調査についてです。案件 3 はその他となっております。それでは、案件 1 の説明をお願いします。

（吉田主幹兼係長）

それでは、説明させていただきます。

1 ページの議案第 2 号を御覧ください。政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に貼付する証票の更新について、でございます。

こちらにつきましては、公職選挙法第 143 条第 17 項及び同法施行令第 110 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本市の議会議員及び長の選挙に関し、候補者等（候補者となろうとする者及び現職にある者を含む。）又は後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めるものです。

現在の証票の有効期限が、本年の 10 月 31 日までとなっており、今回更新する証票の有効期限を、堺市選挙関係事務執行規程第 52 条第 2 項により、堺市選挙管理委員会が定めるものとなっております。そこで、有効期限につきまして、本委員会で 4 年後の令和 12 年 10 月 31 日までと定めたいと考えております。

ちなみに、現在使われております証票は、茶色のもので、有効期限が令和 8 年 10 月 31 日までとなっております。説明は、以上でございます。

（大毛委員長）

ただいま説明をいただきましたが、質問はございませんか。

（委員）

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 1 については了といたします。

次に、案件 2 の説明をお願いいたします。

(花岡事務局次長)

それでは事務局からご説明いたします。

まず資料をご紹介します。3 ページ目をお開きください。

右上、事務連絡令和 8 年 4 月 28 日と記載の総務省からの調査依頼文書、5 ページ目には回答様式、6 ページ目には令和 4 年度の回答、つまり 4 年前に同様の依頼文書がありまして、その時の回答結果です。

次に、7 ページ目には、タイトル「令和 5 年度堺市長選挙の日程決定経緯及び結果等の検証について」という資料をご用意しております。この資料は、前回統一地方選挙の日程と市長選挙を別日程とした経過と、市長選挙の投票率、そして市長選挙の日程に関する市民アンケート調査の結果をまとめております。以降、9 ページ目には、前回の臨時特例法の概要、11 ページ目には先ほど申し上げました、市民アンケートの結果、27 ページ目には、「令和 5 年堺市長選挙の総括」どう総括したかの資料を添付しております。

以上が資料の内容です。

それでは、総務省からの依頼文書の資料にお戻りください。3 ページ目です。

本調査の概要を申し上げますと、総務省として令和 9 年の統一地方選挙に向けて、選挙期日等の特例を定める法律案を検討するにあたり、6 月 1 日から 10 日までに任期満了を迎える地方公共団体の長の選挙について、統一地方選挙として行うのかどうか、各自治体の意向を事前に確認したい、そのような趣旨の調査です。

本日は、この調査への回答について、統一地方選挙として行う意向があるかどうか及び、回答理由を委員の皆様にご協議いただき、回答させていただきたいと考えております。

次に、総務省がこの調査を行うことになった経緯について、4 ページ目（別紙）をご参照ください。こちらの資料の概要をご説明いたします。

統一地方選挙は、4 年に一度、選挙期日等の特例を定める法律により実施されています。通常、統一地方選挙を実施する年の 3 月から 5 月までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、選挙期日、すなわち投票する日を統一して実施されています。

ただし、平成 11 年以降の統一地方選挙では、今申し上げました通常の手続きに加えまして、6 月 1 日から 6 月 10 日までの間に任期が満了する議会の議員又は長の任期満了による選挙についても、各地方公共団体の判断で、統一地方選挙として行うこと

を可能とする、いわゆる任意規定が設けられてきました。

こちらの規定は、平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災をきっかけとして設けられまして、当時 4 月末が任期満了であった兵庫県議会議員等の選挙について、任期を 6 月 10 日まで延長し、選挙期日を 6 月 11 日とした経過があります。つまり地方自治法で定められている 4 年という任期を、2 か月ほど特例法により伸ばしました。その法律は、資料の一つ目の黒ボツ 2 行目の名称です。

次に、その 4 年後の平成 11 年の選挙では、兵庫県等から、任期は 6 月 10 日のため、統一地方選挙として実施したいと国へ要望したことから、これまでの臨時特例法に、先ほど申しあげました通常規定に任意規定が加わりました。

その後、平成 29 年に制定された特例法、資料の黒ボツ 2 つ目から 4 行目「平成 31 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律」によって、兵庫県等の各議会の議決に基づき任期を令和 5 年 4 月末に短縮しまして、特例法の通常の見取りでも、統一地方選挙として実施することができるようになり、当該任意規定を設ける必要はなくなりました。以上が、こちらの別紙に記載されている内容です。

以上の経過を踏まえた上で、令和 4 年度と同様に今回、国において選挙期日等の特例を定める法律案を検討するにあたり、令和 9 年 6 月 1 日から 6 月 10 日までの間に市長の任期が満了となる本市の意向について、調査が行われています。

本市がこの調査を受けますのが、令和 4 年度を含めて 2 回目です。堺市長選挙は、平成 29 年までは 9 月の下旬に実施していたのですが、前市長が平成 31 年 4 月 30 日に辞職され、その年の 6 月 9 日に選挙が実施されました。この時から任期満了が 6 月上旬になっております。以上が総務省からの調査の概要です。

なお、今回の調査の回答期限は、令和 8 年 5 月 27 日となっております。

次に 6 ページをご参照ください。前回の回答についてご説明いたします。

問 1 については、本市としましては、平成 11 年以降、市長の選挙を統一地方選挙として行っておりませんので、「いいえ」でお答えしております。

問 2 については、「現段階では意向の有無は、どちらとも言えない」として回答しております。

「どちらとも言えない」とした回答の理由は、市長選挙を統一地方選挙として執行した場合、投票率の向上が期待できることや、選挙執行経費の削減が可能であるとの認識を示しております。

一方で、府知事、府議会議員、市議会議員、市長のいわゆる 4 票選挙となることから、投票所の変更や投票区の再編など、実務上の課題があり、選挙の適正な管理執行の観点から、慎重な判断が必要であると整理しております。

また、選挙期日と市長の任期満了日との間に約 2 か月の期間が生じるため、市長が交

代した場合でも、当選後すぐに市政運営上の意思決定に関与できないといった点を課題として挙げております。その上で、今回は、法案の内容を踏まえた総合的な判断が必要であるとして、「現段階では意向の有無は、どちらとも言えない」と回答しております。

以上が、前回、令和4年度調査時における本市の回答内容でございます。

次に、もう一つの資料令和5年度堺市長選挙の日程決定経緯及び結果等の検証についてご説明いたします。7ページをご参照ください。

1番、前回の最終決定の概要です。令和4年12月10日の選挙管理委員会にて、市長選挙の日程を令和5年4月の統一地方選挙と同日とせず、令和5年6月4日の「単独実施（任期満了選挙）」とすることを最終判断された。この決定は委員の表決（賛成3：反対1）により行われた。

(1) 堺市長選挙を統一地方選挙として執行した場合のメリット・デメリット
メリットの1番、投票率向上が期待できる。2番、選挙執行経費の削減（約1.1億円）
デメリットの1番、市長候補者の主張や争点が理解しにくい。2番、投票所の変更又は投票区の再編等の課題。4票のため、狭隘な投票所は変更等が必要。3番、2か月間の空白において、選挙で選ばれた市長が職務に就けない。4番、選挙事務の適正な執行。過去の選挙の事務にかかる問題事例を踏まえ、適正な選挙執行を最優先とする必要がある。

(2) 堺市長選挙を任期満了選挙とした主な理由。次の4年間、堺市をどのような市にしていくのか、有権者が自分たちの住む街をどうしていくのか、より深く考えて投票してもらうには、単独の選挙となる任期満了選挙がより適している。2番、投票率についてです。令和5年6月に単独実施された市長選挙の投票率は、令和元年実施の選挙及び同日の統一地方選挙と比較して低い投票率となり、過去4番目に低い結果となった。

以下がその内容となっており、一番左のほうからご説明しますと、令和5年6月4日市長単独選挙の時は投票率34.12%でした。

その隣、前回令和元年6月9日こちらは40.83%でした。令和5年6月4日と比較して-6.71%でございました。統一地方選挙ですが、令和5年4月9日の投票率は47.98%でした。

投票率は-13.86%低いという結果となりました。3番目が令和5年堺市長選挙等に関する市民アンケート調査です。

こちらのアンケートの目的は、令和5年6月に実施した堺市長選挙について、令和5年4月の統一地方選挙の日程に合わせず、堺市長単独の選挙としたことに対して、有権者の考え等を確認し、今後の適正な選挙執行の推進に役立てることを目的として調査を実施しました。その結果概要です。選挙後に実施された市民アンケート、有効回答数1,095人、3,000人に送付しました。同日実施を支持する声が過半数を占める

結果となりました。同日に実施するべきだったが 57.4%。主な理由は「選挙に係る経費を減らすことができる。」「投票所へ行く回数を減らすことができる。」単独の選挙でよかったが 22.9%。主な理由は「市長候補者の主張や争点が理解しやすい」「将来の堺市のことをよく考えて投票することができる」。わからないが 18.7%。

以上が市民アンケートの結果でございます。

9 ページ目以降は、冒頭で申し上げた資料となっております。事務局からの説明は以上でございます。ご協議よろしくお願いいたします。

(大毛委員長)

ありがとうございました。ただいま事務局から詳しく説明をしていただきました。各委員からご意見を聞かせていただきたいと思えます。

最初に意向あり、なしを述べられてから意見を述べてもらえればと思えます。この統一地方選挙と市長選挙、これを同時にやることに対して結論を言ってから、そのあとで意見を述べてもらうことでお願いをしたいと思えます。

私の方から順番にお願いしていきますので、よろしくお願いいたします。最初に裏山委員長代理の方からお願いをしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

(裏山委員長代理)

総務省への回答意向ありということで結構でございます。なぜかというところで、思いもありますので、その理由を述べさせていただきますけれども、まず前回選挙時のアンケートを見ましても、市民の方の意向というのは、同日がよかったのではないかとこの過半数を占めている。こういうことも出ていますので、その点はやっぱり重視をしなければいけないだろうと思えます。先ほどメリット・デメリットのお話もございましたけれども、やはりそういう課題もまだすべて解決しておりませんので、正式に総務省の方から法律の成立を聞かせていただくまでに、メリット・デメリットについても議論できる機会を設けていただければ非常にありがたいと思えます。

(大毛委員長)

ありがとうございました。続きまして、西委員の方からお願い致します。

(西委員長)

自分も先ほど言われた同日に実施するべきだったが 57.4%であったという調査のもと、それとやはり統一地方選挙で同じように合わす方が良いと言うことで、投票日を同じようにしてほしいと言う願いを聞いた。以上でございます。

(大毛委員長)

ありがとうございました。続きまして、池西委員の方からお願いいたします。

(池西委員)

私の意見は、同日実施という方向で回答していただきたいと思います。その理由ですが、やはり単独市長選挙のときの34%という投票率はあまりにも低いと言わざるを得ないと思います。それを統一地方選挙と同日で実施していれば、48%ぐらいの投票率が得られたわけでありまして。より有権者の意思が投票に反映しやすいということが言える。

それから、アンケートの結果も、千人ぐらいのアンケートで、確たることを申し上げるのかどうかと思いますけれども、単独で行くべきだという意見に対して、その倍以上、60%近い方が同日実施すべきだったという意見が出ているということは、これはやはり民意だと思います。同日実施の方が、はるかに議会の議員の政策アピールでありますとか、市長の政策のアピールであるとか、総合的に判断、有権者が総合的に判断することが可能だと思う。ですから、2か月間の空白とか、投票所の物理的な問題であるなど、いろいろ課題は確かにありますけれども、それは物理的な課題については、これから十分、検討して、それに対する対応は可能であると思いますし、2か月間の空白についても、市議会議員の方でも半月以上、20日ぐらいの空白期間があるわけですから、それが長い短いというような問題にはならないと思います。むしろその間、任期在任中の方は、その任期を全うして、市民に対する政策を責任持って果たしていただくことが重要だろうと思いますから、2か月という問題は特段の問題にはならないと思います。以上です。

(大毛委員長)

ありがとうございました。

最後に委員長として発言もさせてもらいたいと思います。いろいろと総務省からの問い合わせがきて、5月27日までに堺市選挙管理委員会としての、意向を伝えるということが大命題であります。この意向については、今日、皆様方から意見を聞いて、事務局から説明をしてもらって、皆様方と一緒に話を進める中で、同日選挙の方が、市民の皆様方の要望など、整合性がとれるんじゃないかなという判断を致しました。それで27日までに総務省の方にお返りする意向ありということで、4人の選挙管理委員会の意見が揃ったということで、報告させてもらうということによろしいですね。いろいろと市民の皆様方からいろんなアンケートを取ってくれて、同日選挙でできなかった理由を説明はしてもらっておりますが、やはり多くの市民の皆様方は一緒にしてもらえばいいのになあというような人もおりますし、いや、市長と48人の選挙、一人の代表を選ぶのと、48人の市議会議員を選ぶのを一緒にするのはおかしいという人もおりますけれども、それは一つ割りきった考えの中で、市長の訴えていること

が分かりにくいとか、市議員選挙でごちゃごちゃになって分かりにくいとかいう、大変こう純粋な意見を述べられている方もいらっしゃいます。ただ、3000人の無作為に抽出した堺市民に「どう思いますか？」というアンケートをこちらが調査をした時に返ってきたのは1095件です。約1/3ぐらいしか返ってこない。投票に行っていない人は、返事をしにくいんだろうなという思いもありますけどね。

1/3しか返ってこなかったというのが現実ですので、まあ我々として、多くの市民の皆様方に投票率を上げるという一つの命題もあります。そういうことで今回はこの特例法について、堺市選挙管理委員会として、そういう方向の意図がありますよということを、事務局を通じて27日までに返事を申し上げたいと思います。4人の考え、同じようなベクトルがあったということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは本委員会の意見のもと、27日までに国へ報告をしないといけませんので、委員の皆様方に発言してもらいましたけれども、少し4人のすり合わせをするために休憩をとって相談したい。国への回答の文案を委員会で精査をしておきたいと思いますので、傍聴者の皆様方、少し時間をください。約10分程度で結構だと思いますので、よろしくお願います。

(大毛委員長)

それでは、委員会を再開いたします。

総務省調査の問2の回答として、「意向がある」とします。理由としては、「前回の堺市長選挙の投票率が統一地方選挙の投票率より、13.86%低かったため、同日に選挙を行ったほうがより民意を反映できるものと考えた。また複数の選挙を同日に実施することは、有権者の投票行動を一度に集約し、政治への参加機会を実効的に確保する上で有効である。」としております。

回答文案に意見はございますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(大毛委員長)

それでは、案件2につきましては、こちらの文案で回答することとします。

次に、案件3の報告をお願いいたします。

(花岡事務局次長)

その他案件はありません。

(大毛委員長)

これもちまして、第5回選挙管理委員会を閉会いたします。